

各位

全国社会保険労務士会連合会認証局

重要事項説明書

全国社会保険労務士会連合会認証サービス(以下「連合会認証サービス」という。)の利用に関する重要な事項につきまして、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号、以下「電子署名法施行規則」という。)第6条第1号に規定するところにより、以下のとおりご説明申し上げます。

連合会認証サービスから社会保険労務士電子証明書(以下「利用者証明書」という。)の発行を受ける意思のある方は、以下の事項をよくお読みになり、その内容を十分ご理解し、同意して頂いたうえでお申し込み願います。

なお、社会保険労務士電子証明書発行申請書へ実印を押印することで以下の事項を同意して頂いたものとして取り扱わせて頂きます。

1 電子署名

1.1 電子署名の定義

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号、以下「電子署名法」という。)第2条において、電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものであると規定されています。

1. 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。(本人性の確認)
2. 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。(非改竄性の確認)

1.2 電子署名の意義・重要性

電子署名法第3条において、電磁的記録に本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定すると規定されています。すなわち、電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得る非常に重要な行為です。

1.3 連合会認証サービスの役割

電子署名法第2条第2項において、認証業務とは、「自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。)その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。」と規定されています。

また、同法同条第3項において、特定認証業務とは、「電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。」と定められております。

連合会認証サービスは、この特定認証業務の認定を取得しており、社会保険労務士名簿に登録された社会保険労務士法第2条に定める事務に従事する社会保険労務士であることを証明された皆様に認証業務を提供しております。

2 認証業務の利用に関する重要事項

2.1 利用の申込について

社会保険労務士電子証明書発行申請書には正確、最新かつ真実の内容を記入して下さい。虚偽の申込みをすることによって、認定認証事業者に不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処されます(電子署名法第41条)。

2.2 利用者秘密鍵についての管理

電子署名は前述のとおり自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものです。このため、印鑑に相当する利用者秘密鍵(利用者各自が電子署名に利用する秘密情報)及び所定形式(PKCS#12)の活性化に必要

なパスフレーズ(利用者秘密鍵、利用者証明書及び自己署名証明書を暗号化した所定形式(PKCS#12)を活性化するための文字列)につきましては特に十分な注意をもって保管、管理して頂く必要があります。

2.3 利用者証明書の記載事項について

電子署名法における認定制度においては、本人の氏名、住所及び生年月日以外の属性の証明については認定の対象とされていません。したがって、連合会認証サービスが利用者に発行する利用者証明書に記載される利用者本人の氏名以外の属性(社会保険労務士登録番号等)については認定の対象外です。

2.4 利用者証明書の利用について

利用者証明書を使用する場合における電子署名のアルゴリズムは、連合会認証サービスが指定した以下のものに限られます。

署名アルゴリズム

電子署名を行うアルゴリズムは、SHA-1withRSA 方式、鍵長が 1024bit

2.5 個人情報の取扱について

連合会認証局は、利用者証明書の発行申請、失効申請及び開示申請にあたって利用者から提供された全ての情報及び連合会認証局が利用者以外から提供された利用者に係る情報は、個人情報として扱います。

連合会認証局は、利用者の個人情報を適切に管理し、連合会認証サービスに必要な限りでこれを使用するものとします。

また、連合会認証局は、以下の個人情報を利用者証明書に記載し、これ以外の個人情報は秘密情報として取扱います。

- ・ 利用者氏名(日本語)(旧姓もしくは通称名を利用する場合は、旧姓もしくは通称名を含む。)
- ・ 利用者氏名(ローマ字)(旧姓もしくは通称名を利用する場合は、旧姓もしくは通称名を含む。)
- ・ 社会保険労務士の登録番号
- ・ 事務所名、法人名もしくは事業所名
- ・ 所属する社会保険労務士会の都道府県名
- ・ 社会保険労務士に関連する付加情報(会員種別)

裁判所もしくは監督官庁の命令、調査その他連合会認証局が情報を開示すべき法的義務を負う場合または訴訟等の法的手続において主張・立証の必要が生じた場合には、利用者の個人情報を開示することがあります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

利用者は、連合会認証局が有する利用者本人の個人情報の開示を求めることができます。

その他、利用者の個人情報の取扱いについては認証業務規程の定めによるものとします。

2.6 利用者証明書の失効について

以下のいずれかの事項が発生した場合、連合会認証局宛に速やかに当該利用者証明書の失効申請を行って頂く必要があります。

- ・ 利用者が利用者証明書の利用を中止する場合
- ・ 利用者秘密鍵が紛失、危殆化(盗難、漏えいなどにより他人によって使用され得る状態になること)もしくはその恐れがある場合
- ・ 利用者証明書の記載事項が変更された場合
- ・ 利用者証明書記載事項が事実と異なる場合
- ・ 利用者が社会保険労務士でなくなった場合
- ・ 利用者証明書の不正使用もしくは、その恐れのある場合
- ・ その他利用者が失効の必要があると判断した場合

2.7 利用者証明書の適用範囲について

利用者証明書は、利用者である社会保険労務士が、社会保険労務士法第 2 条に定める事務として行政への電子的な申請及び届出、並びに同法同条及び第 19 条に定める事務として保存を行うために使用するものとします。また、利用者証明書の有効期間は、利用者証明書を有効とする日から起算して 3 年を経過した日の属する月の翌月以降初めての誕生月の 1 日までとします。(当該 3 年を経過した日(以下「3 年経過日」という。)の前に 3 年経過日の属する暦年の誕生月が経過している場合にあっては翌年の誕生月とします。)

全国社会保険労務士会連合会認証サービス利用規約

1 全国社会保険労務士会連合会認証サービス利用規約の適用

全国社会保険労務士会連合会認証サービス利用規約(以下「連合会認証サービス利用規約」という。)は、全国社会保険労務士会連合会(以下「連合会」という。)が運営する全国社会保険労務士会連合会認証局(以下「連合会認証局」という。)が提供する全国社会保険労務士会連合会認証サービス(以下「連合会認証サービス」という。)の利用を連合会認証局に申込み、連合会認証局から電子証明書の発行を受ける者(以下「利用者」という。)と、連合会との契約関係を定めるものです。

2 利用者の資格

連合会認証局の利用者は、連合会の社会保険労務士名簿に登録されている社会保険労務士であることを証明された者で、連合会認証サービスの利用対象者として連合会認証局に申請し、承認された者に限るものとします。

3 利用者に対するサービス

3.1 連合会認証局は、利用者からの申請により、当該利用者に対し、連合会認証サービス利用規約に従い連合会認証サービスを提供します。

3.2 連合会認証サービスに関しては、連合会認証サービス利用規約及び、連合会認証サービス利用規約の上位規程である、「全国社会保険労務士会連合会認証局認証業務規程」(以下「認証業務規程」という。)の規定が適用されるものとします。

仮に連合会認証サービス利用規約と認証業務規程の間で記述に相容れない内容が生じた場合は、上位規程である認証業務規程の内容を遵守するものとします。

3.3 連合会認証サービスに係る利用者が負担する料金及びその支払い方法は、連合会ホームページ上の料金表に提示します。利用者は提示された支払い方法に従って提示された料金を支払う必要があります。一度支払われた料金は、発行申請が不承認となった場合を除いていかなる理由があっても一切払い戻しは行ないません。

3.4 利用者は、連合会認証サービス利用規約、認証業務規程及び重要事項説明書の内容を十分理解し、これらの内容に同意した上で、連合会認証サービスを利用するものとします。

4 電子証明書の発行申請

4.1 電子証明書(以下「利用者証明書」という。)の発行を希望する利用者は、連合会認証局所定の方法により利用者証明書の発行申請手続きを行うものとします。

4.2 利用者は、利用者証明書の発行にあたり、利用者が連合会認証局に提出した書類に記載した事項及び連合会の社会保険労務士名簿に記載された事項が、利用者証明書に転載されることを承諾するものとします。

利用者証明書に記載される事項は、以下のとおりです。

- ・利用者氏名(日本語)(旧姓もしくは通称名を利用する場合は、旧姓もしくは通称名を含む。)
- ・利用者氏名(ローマ字)(旧姓もしくは通称名を利用する場合は、旧姓もしくは通称名を含む。)
- ・社会保険労務士登録番号

- ・事務所名、法人名もしくは事業所名
- ・所属する社会保険労務士会の都道府県名
- ・社会保険労務士に関連する付加情報（会員種別）

4.3 利用者は、利用者証明書発行の申請にあたって、利用者証明書の発行申請書の各記入事項について正確、最新かつ真実の情報を記載するものとします。虚偽の申込みをして、連合会認証局に不実の証明をさせた場合は、「電子署名及び認証業務に関する法律」（以下「電子署名法」という。）第41条により罰せられます。

4.4 既に利用者証明書の発行を受けている利用者が利用者証明書の更新を申請する場合、連合会認証局は当該利用者が現に有している利用者証明書に係る電子署名による当該利用者の真偽確認は行わないものとし、新規発行の場合と同じ方法により利用者証明書の発行申請手続を行うものとします。

5 発行審査

5.1 連合会認証局は、利用者から利用者証明書の発行申請があった場合、連合会認証局所定の方法により発行審査を行います。

5.2 発行審査の内容は、利用者から提出された証明書類に基づく住所、氏名、生年月日及び実印の印影の真偽確認ならびに社会保険労務士登録名簿に基づく利用者の社会保険労務士登録番号の真偽確認とし、その詳細は認証業務規程に定めます。

5.3 連合会認証局は、発行審査にあたり、申請内容について疑義が生じたときは、利用者に対して必要な資料の提出を求めることができるものとし、利用者は、正当な理由がない限り資料提出を拒めないものとします。また、連合会認証局は、発行審査にあたり、連合会の有する資料を利用する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

5.4 連合会認証局は、発行審査の結果、申請内容に疑義が無いと判断したときには、利用者証明書の発行を承認し、利用者利用者証明書を「6 利用者証明書の発行」に従い発行します。また、連合会認証局が利用者証明書を発行できないと判断した場合には、その旨及び理由を連合会認証局所定の方法により利用者に通知します。

6 利用者証明書の発行

6.1 利用者証明書の発行承認後、連合会認証局所定の方法に従い利用者に関する連合会認証局所定の情報を入力後、ネットワーク経由で連合会認証局のデータベースに登録し、連合会認証局の定める規格に従い公開鍵暗号方式の鍵ペア（公開鍵と秘密鍵の一对）及び、利用者秘密鍵を活性化させるパスフレーズを生成し、そのうち公開鍵の情報を、入力した情報とともに連合会認証局のデータベースに登録して利用者証明書を発行し、利用者秘密鍵とともに暗号化し、活性化に必要なパスフレーズとともに USB メモリに格納して本人限定受取郵便（基本型）で利用者へ郵送するものとします。

利用者に送付する利用者秘密鍵と利用者証明書及びパスフレーズを発行後、認証局の設備等からこれらの情報は完全に廃棄される為、パスフレーズの再発行は行えません。

7 利用者証明書の利用範囲

7.1 利用者証明書は、利用者である社会保険労務士が、社会保険労務士法第2条に定める事務として行政への電子的な申請及び届出、並びに同法同条及び第19条に定める事務として保存を行うために使用する

るものとします。

7.2 利用者が前項に違反して利用者証明書を利用した場合、連合会認証局は、当該利用に起因して生じる一切の損害につき何ら責任を負わないものとします。

8 利用者証明書の利用

8.1 利用者は、「6 利用者証明書の発行」の定めに従い作成した鍵ペアのうち秘密鍵（以下「利用者秘密鍵」という。）を用いて、連合会認証局の所定の方法によりデジタル・データに電子署名を行い、利用者証明書とあわせて検証者に送信することにより、検証者に当該デジタル・データが利用者本人の作成にかかるものであることを表示し、かつ当該デジタル・データについて改変が行われていないかどうかを確認させることができます。

8.2 利用者が前項に従って電子署名を行ったデジタル・データは、電子署名法の適用を受け、同法が定める自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものとなります。利用者は、これを十分認識し、承認した上で利用者証明書を利用するものとします。

8.3 利用者証明書に記載される情報のうち、「CommonName」の項目に記載された利用者の氏名については、電子署名法に定める認定を受けた業務としての確認及び表示が行われていますが、それ以外の情報の確認及び表示については、同法に定める認定の対象外となります。利用者は、このことを十分理解し、これを承認した上で利用者証明書を利用するとともに、当該利用にあたり、検証者に対し誤認を与えるおそれのある表示、説明等を行ってはならないものとします。

8.4 利用者証明書を使用する場合における電子署名のアルゴリズムは、連合会認証サービスが指定した以下のものに限られます。

署名アルゴリズム

電子署名を行うアルゴリズムは、SHA-1withRSA 方式、鍵長が 1024bit

9 利用者秘密鍵の管理

9.1 利用者は、連合会認証局所定の条件に従い、自己の責任の下に利用者秘密鍵を厳正に管理し、他人にこれを開示したり、使用させてはならないものとします。

9.2 検証者は、利用者秘密鍵により電子署名が行われたデジタル・データについては、利用者が作成したものとみなして取扱うことができるものとします。

9.3 利用者秘密鍵を他人に使用されたことに起因して利用者が生じたあらゆる損害について、連合会認証局は一切の責任を負わないものとします。

10 電子署名の検証

10.1 電子署名が利用者秘密鍵を用いて行われたものであることが検証された場合には、利用者証明書の偽造、変造、盗用または不正使用が行われた場合であっても、連合会認証局はそれにより利用者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

10.2 連合会認証局の発行する利用者証明書を利用して行われたあらゆる行為について、利用者証明書の偽造、変造、盗用または不正使用が立証された場合には、当該行為に起因して生じるあらゆる紛争については、利用者が自己の費用負担と責任の下で解決するものとします。

11 利用者証明書の有効期間

利用者証明書の有効期間は、利用者証明書を有効とする日から起算して3年を経過した日の属する月の翌月以降初めての誕生月の1日までとし、有効期間の開始日及び終了日は各利用者証明書に記載されたとおりとします。

12 利用者による利用者証明書の失効申請

12.1 利用者は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者証明書の失効申請を行わなければならない。連合会認証局は、提出された失効申請書と利用者証明書発行申請時の発行申請書に記載されている内容（住所・氏名・生年月日・登録番号）の一致と提出された失効申請書に押印された印影と印鑑登録証明書（発行申請書類も同時に提出する場合は、発行申請書に係る印鑑登録証明書）の印影の一致を確認した後、当該利用者証明書の失効処理を行う。ただし、「13.1」に定める事由が発生した場合は、利用者からの申請を受付けることなく連合会認証局が利用者証明書の失効処理を行う。

- (1) 利用者が利用者証明書の利用を中止する場合
- (2) 利用者の利用者秘密鍵の危殆化、紛失もしくはその恐れのある場合
- (3) 利用者証明書の記載事項が変更された場合
- (4) 利用者証明書記載事項が事実と異なる場合
- (5) 利用者が社会保険労務士でなくなった場合
- (6) 利用者証明書の不正使用もしくは、その恐れのある場合
- (7) その他利用者が失効の必要があると判断した場合

12.2 連合会認証局は、前項により利用者証明書の失効処理を行ったときは、直ちに連合会認証局所定の方法により利用者にその旨及び理由を通知するものとします。ただし、通知が不可能または困難な場合はこの限りではありません。

12.3 利用者が失効申請を怠ったことや遅怠したことによって利用者に損害が発生した場合であっても、連合会認証局は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により第三者に損害が発生した場合には、利用者が、自己の費用負担と責任の下で、当該第三者との間で生じる紛争を解決するものとし、連合会認証局が損害を被った場合は、利用者は連合会認証局に対して当該損害を賠償するものとします。

12.4 連合会認証局が利用者の失効申請に従い利用者証明書の失効処理を行ったことによって利用者または第三者に損害が発生した場合についても、前項が準用されるものとします。

13 連合会認証局による利用者証明書の失効

13.1 連合会認証局は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者の利用者証明書を失効させる権限を有するものとします。

- (1) 連合会認証局を廃止する場合
- (2) 認証局秘密鍵の危殆化もしくはその恐れのある場合
- (3) 連合会認証局が利用者証明書記載事項の変更があった事実を確認した場合
- (4) 利用者の利用者秘密鍵の危殆化、紛失もしくはその恐れのある場合
- (5) 連合会認証局が利用者証明書送付後30日以内に当該利用者の利用者証明書受領確認書を受領しなかった場合

- (6) 利用者が社会保険労務士でなくなった場合
- (7) 利用者が社会保険労務士の業務の停止の処分を受けた場合
- (8) 利用者が会員権の停止の処分を受けた場合
- (9) 利用者証明書の不正使用もしくは、その恐れのある場合
- (10) 利用者が認証業務規程に違反した場合
- (11) 利用者が死亡した場合
- (12) その他連合会認証局が失効の必要があると判断した場合

13.2 連合会認証局は、前項により利用者証明書の失効処理を行ったときは、直ちに連合会認証局所定の方法により利用者にもその旨及び理由を通知するものとします。ただし、通知が不可能または困難な場合はこの限りではありません。

14 利用者証明書の失効の効果

14.1 連合会認証局は、利用者証明書の失効処理を行う場合、連合会認証局所定の電子証明書失効リスト (Certification Revocation List:以下「CRL」という。)にその旨を登録し、これをリポジトリに記載して公開します。なお、CRLは24時間ごとに更新するものとし、連合会認証局はこれを超える頻度でCRLを更新する義務は負いません。

14.2 利用者証明書の失効の効果は、連合会認証局が当該利用者証明書の失効情報をCRLに登録し、当該登録済みのCRLをリポジトリに公開した時点で発生するものとします。

14.3 連合会認証局は、14.1に定める頻度で適切にかつ遅滞なくCRLの更新を行う限り一切の責任を負わないものとし、CRLの更新前に当該利用者証明書の検証を行った検証者との間で発生する紛争については、利用者の費用と責任の下に解決するものとします。ただし、利用者証明書の失効が連合会認証局の責めに帰すべき事由による場合にはこの限りではありません。

14.4 利用者は、利用者証明書の失効申請を自ら行った場合はその時点から、その他の事由により利用者証明書の失効処理が行われた場合は失効を知った時点から、当該利用者証明書を他人に提示したり、その他の方法で利用してはならないものとします。

14.5 「9 利用者秘密鍵の管理」及び「10 電子署名の検証」は、利用者証明書失効後も引き続き適用されるものとします。

15 禁止事項

15.1 利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為または該当する恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 連合会認証サービスの運営を妨げ、または連合会認証局の信用を毀損する行為
- (4) 連合会認証サービスの他の利用者または検証者に対し不当に不利益を及ぼす行為
- (5) 架空名義により連合会認証サービスを利用する行為
- (6) その他、連合会認証サービスの正常な維持・運営に照らして不適切であると客観的に認められる行為

16 損害賠償

16.1 利用者は、連合会認証サービス利用規約に違反し、またはその他の故意もしくは過失により直接・間接を問わず連合会認証局に損害を被らせた場合には、その損害の賠償責任を負うものとします。

16.2 利用者は、前項に定める事由により第三者に損害を被らせた場合には、利用者の費用負担と責任の下で当該第三者との間で解決し、連合会認証局に何らの負担を被らせないものとします。

17 権限譲渡等の禁止

17.1 利用者は、連合会認証サービス利用規約に基づく契約（以下「利用契約」という。）の契約上の地位またはこれに基づく権利もしくは義務のいかなる一部についても、これを第三者に譲渡し、貸与し、使用させ、または担保を設定する等一切の処分を行ってはならないものとします。

18 知的財産権

18.1 連合会認証サービスに関するマニュアル、認証業務規程等についての著作権その他一切の知的財産権は連合会認証局に留保され、利用契約の締結にかかわらず、利用者には移転・帰属しないものとします。

19 個人情報の取扱い

19.1 連合会認証局は、利用者から連合会認証局に提供される利用者の個人情報（利用者の氏名・住所その他利用者個人を特定できる情報をいいます。以下同じ。）を適切に管理し、連合会認証サービスに必要な限りでこれを使用するものとします。

19.2 前項にかかわらず、連合会認証局は、裁判所もしくは監督官庁の命令、調査その他連合会認証局が情報を開示すべき法的義務を負う場合または訴訟等の法的手続において主張・立証の必要が生じた場合には、利用者の個人情報を開示する場合があります。利用者は、あらかじめこれを承諾するものとします。

19.3 利用者は、連合会認証局が有する利用者本人の個人情報の開示を求めることができるものとします。

19.4 前3項の他、利用者の個人情報の取扱いについては認証業務規程の定めによるものとします。

20 連合会認証局の責任範囲

20.1 連合会認証サービスを提供するにあたり連合会認証局が負う責任は、連合会認証サービス利用規約等に定める連合会認証局の業務を善良なる管理者の注意をもって行うことに限られ、連合会認証サービス利用規約等に連合会認証局が免責される旨を明示している事項や、連合会認証局の責任や義務を明示していない一切の事項について、連合会認証局は何ら保証せず、一切の義務及び責任を負いません。

20.2 連合会認証局は、連合会認証サービス利用規約等の他の条項及び利用者証明書に記載された連合会認証局の名義にかかわらず、利用者証明書に記載された事項が真実と相違していた場合であっても、以下の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、一切責任を負わないものとします。

(1) 利用者が連合会認証局に届出た事項が真実と相違しており、連合会認証局が利用者から提出を受けた資料を相当な注意をもって照合しても当該相違を発見できなかったとき。

(2) 利用者が連合会認証局に届出た事項につき変更または取消等があったにもかかわらず、連合会認証局に直ちに変更または取消の届出をしなかったとき。

- (3) 利用者が連合会認証局から発行されたパスフレーズを漏洩したとき、その他パスフレーズが利用者以外の者によって不正使用されたとき。
- (4) 利用者が利用者秘密鍵を漏洩したとき、利用者秘密鍵が利用者以外の者によって不正使用されたとき。
- (5) 利用者の使用するソフトウェア、ハードウェア、システム及びネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題または誤操作等が生じたとき。
- (6) 検証者が認証業務規程に定める利用者証明書の真正確認または有効性確認を怠ったとき、または正しくこれらの確認を行わなかったとき。
- (7) 連合会認証サービス利用規約に定める利用者証明書の失効申請事由が発生したにもかかわらず、利用者が失効申請を怠ったとき、または、遅滞したとき。
- (8) 連合会認証局が利用者証明書の失効事由の発生を知った後遅滞なく失効情報を CRL に登録し、これを公表したにもかかわらず、当該公表前に利用者証明書が検証者に送付されたとき。
- (9) 連合会認証局が一般的な認証事業者の知見及び技術水準に照らし解読困難とされている暗号その他のセキュリティ手段を用いていたにもかかわらず、当該暗号が解読され、またはセキュリティ手段が破られたとき。
- (10) 上記各号の他、利用者もしくは検証者が連合会認証サービス利用規約等に違反したとき、または連合会認証局の責めに帰すべき事由がないとき。

20.3 連合会認証サービスの利用により、利用者のコンピュータシステム等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響・障害が発生しても、連合会認証局は一切責任を負わないものとします。

20.4 連合会認証局は、以下の各号に定める事由に起因して利用者に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

- (1) 地震、水害、噴火、津波等の天災
- (2) 火災、停電等
- (3) 戦乱、動乱、騒乱、暴動、労働争議
- (4) 政府当局による制限等
- (5) その他、あらゆる天災及び不可抗力

20.5 連合会認証サービス利用規約等に基づき連合会認証局が利用者に対して責任を負う場合であっても、認証局が負う連合会認証サービスの提供に関する損害賠償責任の上限額は 1,000,000 円とします。

21 連合会認証サービスの一時的な停止

21.1 連合会認証局は、連合会認証サービスの提供用設備に定期的な保守を行うにあたり必要な場合には、利用者に事前に通知した上で、一時的に連合会認証サービスの全部または一部を停止できるものとします。

21.2 連合会認証局は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、利用者に事前に通知することなく、一時的に連合会認証サービスの全部または一部を停止できるものとします。

- (1) 連合会認証局が利用する連合会認証サービスの提供用設備に緊急の保守が必要な場合

- (2) 火災、停電または地震、水害その他の天災地変、または戦争、暴動もしくは労働争議等により、連合会認証サービスの全部または一部の提供が不能または困難となった場合
- (3) 電気通信事業者が連合会認証サービスの提供に必要な電気通信サービスを中断または中止した場合
- (4) その他技術上または運用上の理由により、連合会認証局が必要であると判断した場合

21.3 連合会認証局は、21.2 に示した連合会認証サービスの停止において生じる損害等について一切の責任を負わないものとします。

22 業務の廃止

22.1 連合会認証局は、連合会認証サービスに関する業務を廃止する場合、利用者に対して60日前までに通知します。

22.2 前項の場合、連合会認証局は、業務を廃止する日までに利用者に対して発行した利用者証明書について失効の手続を行います。

23 通知及び公表

23.1 連合会認証局から利用者への通知は、書面または連合会ホームページに掲載するなど、連合会認証局が適当と判断した方法により行います。

23.2 連合会認証局が利用者の届出た住所、FAX番号または電子メールアドレスに宛てて利用者への通知を発した場合には、当該通知が延着または不着となった場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

23.3 連合会認証局は連合会認証サービス利用規約に定める他、連合会認証サービス利用規約等その他利用者が利用者証明書を利用するにあたって必要または重要な情報を連合会ホームページにおいて公開します。利用者は、定期的に連合会ホームページを閲覧してこれらの情報を取得するものとします。

24 規約等の変更権限

24.1 連合会認証局は、必要に応じて連合会認証サービス利用規約等を変更できるものとし、利用者は、予めこれを承諾するものとします。

24.2 連合会認証局は、前項に基づく変更を行った場合、連合会認証局の判断により変更後の連合会認証サービス利用規約等を利用者に通知するとともに連合会ホームページに掲載し、軽微な変更の場合には連合会ホームページへの掲載のみを行います。利用者は、利用者証明書の発行を受けた後に変更が行われた場合であっても、かかる通知または連合会ホームページ掲載後は変更後の連合会認証サービス利用規約等が適用されることに同意するものとします。

25 準拠法及び管轄裁判所

25.1 連合会認証サービス利用規約及び利用契約の成立、解釈及び履行等は全て日本法に準拠し、連合会認証サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

26 協議

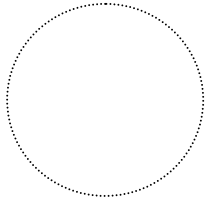
26.1 連合会認証サービス利用規約に定めのない事項または連合会認証サービス利用規約の条項の解釈についての疑義が生じた場合は、連合会認証局と利用者が協議の上、円満に解決をはかるものとします。

到達番号		受付日		発行申請 受付番号	発一	受付 担当者	
------	--	-----	--	--------------	----	-----------	--

全国社会保険労務士会連合会認証局 宛

社会保険労務士電子証明書発行申請書

私は全国社会保険労務士会連合会認証局が別途定める「認証業務規程」、「重要事項説明書」、「認証サービス利用規約」及び「本申請書の注意事項」を精読し、この内容を十分に理解し、同意した上で以下のとおり利用者証明書の発行を申込みます。

申請年月日		年 月 日		実印押印欄	
フリガナ					
氏 名		姓	名		
ローマ字(ヘボン式)		姓	名		
記入しない(下向き) (略字・旧姓・通称名を利用する方以外は、利用者証明書記載用)	使用事由	<input type="checkbox"/> 略字の利用			
	氏 名	姓 略字・旧姓・通称名を利用する方以外は記入しないで下さい。 名			
	使用事由	<input type="checkbox"/> 旧姓の利用 <input type="checkbox"/> 通称名の利用			
	フリガナ	姓 略字・旧姓・通称名を利用する方以外は記入しないで下さい。 名			
	氏 名	姓	名		
	ローマ字	姓	名		
自宅住所 (都道府県から記入)	☆この欄は、住民票の記載と完全に一致するように転記してください。 (正しい例)東京都中央区日本橋一丁目2番3号 (誤った例)中央区日本橋1-2-3 〒 - 都 道 府 県				
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日				
電子証明書用途	社会保険労務士法第2条に定める事務として行政への電子的な申請及び届出、並びに同法同条及び第19条に定める事務としての保存における電子署名				
社会保険労務士 登録番号					
昼間の連絡先	()		平日の昼間にこちらから連絡のとれる電話番号を記載して下さい。		

☆記載内容を訂正するときは、該当箇所を二重線で消し、**実印で訂正印**を鮮明に押して下さい。

<注意事項>

- 本申請書に押印することで、「認証業務規程」、「重要事項説明書」、「認証サービス利用規約」及び「本申請書の注意事項」に同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。
- 利用者証明書には利用者氏名、利用者氏名(ローマ字)、社会保険労務士登録番号、事務所名、法人名もしくは事業所名、所属する社会保険労務士会の都道府県名、社会保険労務士に関連する付加情報が記載されます。
- 略字・旧姓・通称名を利用する場合のみ、利用者証明書記載用欄に記入して下さい。
 - 氏名に、旧字体等の理由から電子証明書に記載することができない漢字が含まれている場合、利用者証明書に記載できないため、誤字俗字・正字一覧表(平成16年10月14日付け法務省民一第2842号民事局長通達)(以下「誤字俗字・正字一覧表」という。)に従い置き換えた略字を用いた氏名を記入して下さい。
 - 利用者証明書に旧姓を記載する場合、「氏名」に住民票の写し等に記載された氏名を記述し、「利用者証明書記載用/氏名」に戸籍謄本等に記載された旧姓を含んだ氏名を記入して下さい。
 - 利用者証明書に通称名を記載する場合、「氏名」に登録原票記載事項証明書等に記載された本名を記入し、「利用者証明書記載用/氏名」に登録原票記載事項証明書等に記載された通称名を記入して下さい。
- 利用者証明書に記載できる漢字は誤字俗字・正字一覧表に従い置き換えた略字、ローマ字はヘボン式となります。
- 必ず実印押印欄には、同封して頂く印鑑登録証明書に登録されている実印を鮮明に押印して下さい。
- 本申請書のご提出の際には、以下の書類を添付して下さい。
 - 印鑑登録証明書
 - 住民票の写し等又は登録原票記載事項証明書等
 - 郵便振替払込受領書をコピーしたもの又は郵便振替払込受付証明書(お客様用)
 - (旧姓を利用する場合)戸籍謄本又は全部事項証明書もしくは戸籍抄本又は個人事項証明書

<申込郵送先>

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番12号 社会保険労務士会館
 全国社会保険労務士会連合会総務部登録・電子課電子情報係
 TEL 03(6225)4869 FAX 03(6225)4871 E-MAIL cainfo@shakaihokenroumushi.jp